

令和4年3月23日

株式会社 日本キャリアサービス
代表取締役 竹内 信之

令和3年度 特定処遇改善加算（下半期）を下記のとおり支給します。

記

支給日 令和4年3月25日
支給対象月 令和3年10月～令和4年3月（6か月分）
配分対象と配分ルール

A グループ・・・経験・技能のある介護職員

【原則勤続10年以上（他事業所含）の介護福祉士】

要件 *原則1人以上「月額8万円」又は「年収440万円」
平均処遇改善額がBグループの2倍以上

管理者	月額	20,000円
主任	月額	15,000円
副主任	月額	12,000円
介護員	月額	10,000円

*小規模施設であり、職員給与体系で直ちに一人の賃金を引上げ困難

B グループ・・・他の介護職員

【Aグループ以外のすべての介護職員】

要件 平均処遇改善額がCグループの2倍以上

正職員	月額	3,000円
パート職員	月額	1,500円 *常勤換算（週/40時間計算）
(*実支給額月額 516円～1,547円)		

C グループ・・・その他の職員

【介護職員以外の職員】

対象者なし

以上

*年2回支給（6か月分）が基本

*配分額については配分対象者数により変動する可能性が有り

賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容

資質の向上やキャリアアップに向けた取り組み

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケアサービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。

両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善